

平成17年(行ツ)第171号

平成17年(行ヒ)第184号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成16年(行コ)第133号公金支出損害賠償等請求事件について、同裁判所が平成17年2月9日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由のうち、違憲をいう点は、その実質が單なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当せず、同項1号及び2号に規定する事由をいう点も、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年5月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 浦井紀夫

裁判官 横尾和子

裁判官 甲斐中辰夫

裁判官 泉徳治

裁判官 才口千晴